

【4】

林業移住支援事業実施要領

(趣 旨)

第1条 他県から新たに県内の林業に就業する者に対して支援金を支給するため、一般財団法人長野県林業労働財団（以下「財団」という。）業務細則に基づいて行なう助成事業は、この要領により実施する。

(事業の内容)

第2条 財団は、第3条第1項アに定める要件を満たす者のうち、第3条第1項イ及びウに定める要件を満たす者の申請に基づき、2人以上世帯（第3条第1項ウに定める要件を満たす者に限る。以下同じ。）にあつては最大100万円、単身の世帯にあつては最大60万円の移住支援金を支給する。この場合において、その世帯が申請年度の属する4月1日時点で18歳未満の世帯員を帯同するときは、世帯員一人につき最大100万円を加算することができる。

ただし、この事業と趣旨を同じくする国又は県が行う事業による補助金等（補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）第2条に規定する補助金等をいう。）の支給の対象となる場合は支給しない。

(要件等)

第3条 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件

別表1の各区分に定めるとおり。

イ 移住先に関する要件

長野県内の市町村に転入し、かつ転入した市町村に住民票を置いていること。

ウ 就業日に関する要件

別表1の各区分に定めるとおり

エ 移住者に関する要件

次に掲げる（ア）から（イ）及び（ロ）のいずれにも該当し、（オ）又は（カ）のいずれかに該当すること。

（ア）林業移住支援金の交付申請が、居住地の市町村への転入後3か月以上1年以内の期間になされたものである者。

（イ）長野県内に、林業移住支援金の交付申請日から5年以上継続して居住する意思を有している者。

（ロ）就業先に、林業移住支援金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している者。

- (I) 日本人、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものである者。
- (o) 就業先が、長野県が移住支援金の対象としてマッチングサイト（U I J ターン 就業・創業移住支援事業及び地域課題解決型創業支援事業実施要領第5の2(1) に定めるマッチングサイトをいう。以下同じ。）に求人が掲載されている林業事業体に採用されたものであり、採用日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降である者。
- (k) 財団が次のいずれかの関係人口に該当する者であると認める者。
- a 移住先市町村の関係人口の要件に該当する者
 - b 移住先市町村にふるさと納税をしたことがある者
 - c 移住先市町村で二地域居住又は週末暮らしをしたことがある者
 - d 移住先市町村で地域活動に参画したことがある者
 - e 県又は移住先市町村の移住施策に参画したことがある者
 - f a から e までに掲げるもののほか、財団が特に認める者
- (h) その他財団が林業移住支援金の対象として不適当と認めた者でない者。

オ 2人以上の世帯に関する要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が、林業移住支援金の交付申請時において同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、令和5年4月1日以降に転入したこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、林業移住支援金の交付申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

カ 就業先に関する要件

第3条エ（オ）に該当する者の就業先は、（ア）から（ウ）のいずれにも該当し、第3条エ（カ）に該当する者の就業先は、（ア）から（エ）のいずれにも該当すること。

- (ア) 就業先が3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務める林業事業体でないこと。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、林業移住支援金の交付申請時において当該林業事業体に就業していること。
- (ウ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (I) 次のいずれかに該当する林業事業体に就業していること。
- a 次に掲げる要件のいずれにも該当する林業事業体
- (a) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- (b) 資本金の額が10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金の額が概ね50億円未満の法人であり、かつ、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど個別に判断することが必要な場合において、当該企業の所在する市町村の長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。
- (c) みなし大企業（次のいずれかに該当する法人をいう。）ではないこと。
- ただし、（b）の括弧書きの規定により知事が必要と認める法人については、次に掲げる要件の判定に当たり資本金10億円以上でないものとみなす。
- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ③資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
- (d) 本店、支店又は事業所の所在地が長野県内にある法人等（NPO法人及び事業協同組合並びに個人事業主及び法人格を持たない団体を含む。）であること。
- (e) 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律

第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。)以外の地域にある法人(勤務地限定型社員(東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。))を採用する法人を除く。)ではないこと。

(f) 雇用保険の適用事業主であること。

(g) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(h) 県税の未納がないこと。

b 意欲と能力のある林業経営者

c 育成経営体

d 認定事業主

(申請可能時期)

第4条 支援金の申請期間は、毎年4月1日から翌年2月28日までとする。

(事業の実施)

第5条 財団理事長(以下「理事長」という)は、様式第4-1号により事業体へ事業の実施を明らかにする。

2 事業体の主は、所属する従業員の該当者に、事業の実施を周知する。

(支援金交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、申請期間中に支援金交付申請書(様式第4-2号)に第7条に掲げる添付書類を添えて、理事長へ提出するものとする。

(添付書類)

第7条 支援金交付申請書に添付する書類は以下のとおりとする。

ア 転職者

1	写真付き身分証明書 (右欄のいずれか)	☐ 運転免許証の写し ☐ マイナンバーカードの写し
2	支援金の振込先を確認できる書類 (右欄のいずれか)	☐ 預金通帳の写し ☐ キャッシュカードの写し

3	移住元に関する要件の証明書類 ※申請者本人及び世帯員全員の移住先への転入日及び直前 10 年間の居住地が確認できること。 (右欄のうち必要なもの)	☐ 戸籍の附表の写し ☐ 住民票の写し ☐ 住民票の除票の写し 等
4	移住先に係る要件の証明書類	☐ 移住先での雇用契約書の写し ☐ 誓約書（様式第 4 - 3 号） ☐ 雇用証明書（様式第 4 - 7 号） ☐ 住民票の写し（再掲）

イ 新規卒者

1	写真付き身分証明書 (右欄のいずれか)	☐ 運転免許証の写し ☐ マイナンバーカードの写し
2	支援金の振込先を確認できる書類 (右欄のいずれか)	☐ 預金通帳の写し ☐ キャッシュカードの写し
3	卒業校・移住元に関する要件の証明書類 (家族を帯同している場合) ※申請者本人及び世帯員全員の移住先への転入日及び直前の在学期間の居住地が確認できること。 (右欄のうち必要なもの)	☐ 大学等に通学していたことの証明書類（在籍証明書、卒業証明書等） ☐ 通学期間の居住地が証明できる書類（住民票、賃貸借契約書 等） ☐ 戸籍の附表の写し ☐ 住民票の写し ☐ 住民票の除票の写し 等
4	移住先に係る要件の証明書類	☐ 移住先での雇用契約書の写し ☐ 誓約書（様式第 4 - 3 号） ☐ 雇用証明書（様式第 4 - 7 号） ☐ 住民票の写し（再掲）

ウ ア、イ以外の者

1	写真付き身分証明書 (右欄のいずれか)	☐ 運転免許証の写し ☐ マイナンバーカードの写し
---	--------------------------------	--

2	支援金の振込先を確認できる書類 (右欄のいずれか)	☐ 預金通帳の写し ☐ キャッシュカードの写し
3	移住元に関する要件の証明書類 ※申請者本人及び世帯員全員の 移住先への転入日及び直前 10 年間の居住地が確認できるこ と。 (右欄のうち必要なもの)	☐ 戸籍の附表の写し ☐ 住民票の写し ☐ 住民票の除票の写し 等
4	移住先に係る要件の証明書類	☐ 移住先での雇用契約書の写し ☐ 誓約書(様式第4-3号) ☐ 雇用証明書(様式第4-7号) ☐ 住民票の写し(再掲)

(支援金交付決定)

第8条 理事長は、第6条による支援金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、内容が適正であると認めたときは、支援金交付決定(様式第4-4号)を行うとともに、支援金を交付する。

(証拠書類の保存)

第9条 支援金の交付を受けた者は、林業就業支援金事業に関する証拠書類等を、実施した翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(支援金の返還)

第10条 支援金受給者は、第11条に掲げる返還要件が生じた場合は、速やかに理事長に申し出ること。(様式第4-5号)

2 理事長は、内容を審査し、支援金の返還請求(様式第4-6号)を行うこととする。

(返還要件)

第11条 財団は、林業移住支援金の支給を受けた者が次に掲げる返還の区分に応じて、それぞれ次に定める要件に該当する場合には、当該林業移住支援金の全額又は半額に相当する額の返還を請求するものとする。ただし、雇用林業事業体の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると県及び財団が認めた場合、又はその者が引き続き県内に住所を有する場合であって、林業移住支援金の交付申請日から1年以上5年以内に林業移住支援金の要件を満たす林業移住支援金の要件を満たす職を辞し、かつ、当該職を辞した日から3か月以内に林業移住支援金の要件を満たす別の職に就いたときは、この限りではない。

ア 全額の返還

- a 偽りその他不正の手段により林業移住支援金の交付を受けた場合。
- b 林業移住支援金の交付申請日から、長野県外に転出し、又は林業移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年に満たない場合。

イ 半額の返還

林業移住支援金の交付申請日から、長野県外に転出し、又は林業移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年以上5年以内である場合。

(継続就業、継続居住の確認)

第12条 支援金受給者は、支援金受給日を初日として5年間、就職先である事業主が発行する就業証明書(様式第4-7号)と発行1ヶ月以内の住民票の写しを、1年ごとに支援金が交付された日の1か月後までに理事長に提出する。

- 2 理事長は、提出された書類に疑義がある場合は、内容を調査し、支援金の返還を求めることがある。

(委 任)

第13条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

別表1

区分	転職者	新規学卒者	左記以外の者
ア 移住元 に関する要件	次に掲げるいずれにも該当すること。 (ア)住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上県外に在住していたこと。 (イ)住民票を移す直前に、連続して1年以上県外に在住していたこと。 (ウ)U I Jターン就業・創業移住支援事業及び地域課題解決型創業支援事業実施要領(平成31年3月29日付け30産経創第189号産業労働部長	次に掲げるいずれにも該当すること。 (ア)長野県内の林業事業体に就業する前1年以内に、県外の高等学校又は高等教育機関を卒業したこと。 (イ)高等学校又は高等教育機関在学中に県外に居住していたこと。 住民票や賃貸借契約書等で県外に居住していたことが証明できること。	次に掲げるいずれにも該当のこと。 (ア)住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上県外に在住していたこと。 (イ)住民票を移す直前に、連続して1年以上県外に在住していたこと。

	通知) に基づくU I J ターン就業・創業移住 事業の対象者でない こと。		
ウ 就業日 に関する要件	令和 5 年 4 月 1 日以降 に長野県内の林業事業 体に就業した者。	令和 6 年 4 月 1 日以降に 長野県内の林業事業体に 就業した者。	令和 7 年 4 月 1 日以降に 長野県内の林業事業体に 就業した者。

附 則

この実施要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この実施要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。